

平成 2 2 年 3 月 4 日

平成 2 2 年第 1 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成22年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成22年3月4日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	6番	出 口 實	7番	奥 野 学
8番	谷 本 貢	9番	反 保 多喜男	10番	岡 本 重 樹
11番	辻 下 文 信	12番	辻 下 正 純	13番	豊 国 秀 行
14番	小 川 日出夫	15番	竹 内 邦 博		

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	教 育 長	田 中 繁 樹
総 務 部 長	中 口 守 可	総 務 部 理 事	時 岡 貢
企 画 部 長	笠 間 光 弘	企 画 部 理 事	谷 下 泰 久
企画部副理事兼 文化センター青少年センター所長	一 本 稔 明	住 民 部 長	白 井 保 二
福 祉 部 長	芦 田 貴志雄	福 祉 部 理 事	南 康 明
事 業 部 長 兼 直 轄 理 事	松 永 英 三	上 下 水 道 部 長	末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事	淵 原 義 仁	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	古 谷 清
総 務 部 総 務 法 制 課 長	中 田 道 徳	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長	四 至 本 直 秀
総 務 部 危 機 管 理 課 長	亀 崎 義 夫	企 画 部 秘 書 人 事 課 長	竹 下 雅 樹

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局課長
兼議会係長 大山鐵男

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程1 | 諸般の報告 |
| 日程2 | 議案第3号 平成21年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件 |
| 日程3 | 議案第4号 平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件 |
| 日程4 | 議案第5号 平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程5 | 議案第6号 平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程6 | 議案第7号 平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程7 | 平成22年度当初予算に関する説明 |
| 日程8 | 議案第8号 平成22年度岬町一般会計予算の件 |
| 日程9 | 議案第9号 平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件 |
| 日程10 | 議案第10号 平成22年度岬町国民健康保険特別会計予算の件 |
| 日程11 | 議案第11号 平成22年度岬町老人保健特別会計予算の件 |
| 日程12 | 議案第12号 平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 日程13 | 議案第13号 平成22年度岬町下水道事業特別会計予算の件 |
| 日程14 | 議案第14号 平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件 |
| 日程15 | 議案第15号 平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件 |
| 日程16 | 議案第16号 平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件 |
| 日程17 | 議案第17号 平成22年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件 |
| 日程18 | 議案第18号 平成22年度岬町深日財産区特別会計予算の件 |
| 日程19 | 議案第19号 平成22年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件 |
| 日程20 | 議案第20号 平成22年度岬町谷川財産区特別会計予算の件 |

- 日程21 議案第21号 平成22年度岬町水道事業会計予算の件
- 日程22 議案第22号 阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件
- 日程23 議案第23号 阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件
- 日程24 議案第24号 工事請負契約中変更の件（公共下水道污水管理設工事（22-11））
- 日程25 議案第25号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件
- 日程26 議案第26号 岬町特別会計条例の一部を改正する件
- 日程27 議案第27号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件

(午前10時00分 開会)

○小川日出夫副議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第1回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいま、時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○小川日出夫副議長 日程1、「諸般の報告」を行います。

昨日、3月3日、大阪府町村議長会定期総会におきまして、大阪府町村議長会表彰を受けられました谷本 貢君の伝達式を行います。

谷本 貢君、演台前にお越しく下さい。

表彰状

岬町議会 谷本 貢殿

あなたは10年以上にわたり、町村議会議員として地方自治の振興、発展に寄与、貢献されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成22年3月3日

大阪府町村議長会 廣谷 武

(拍手)

引き続きまして、町長からの感謝状の贈呈があります。

谷本 貢君、田代町長は演台前にお越しく下さい。

○田代町長

感謝状

谷本 貢様

あなたは岬町議会議員として、永年にわたり岬町自治並びに町村議会の振興と発展に寄与され、地域住民のためにご尽力されました功績はまことに顕著であります。よってここに深く感謝の意を表します。

平成22年3月4日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

どうもおめでとうございます。（拍手）

○小川日出夫副議長 ただいま表彰状並びに感謝状の贈呈が終わりました。谷本 貢君から謝辞を述べたいとのことですので、これを許可いたします。

○谷本 貢議員 貴重な時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび大阪府町村議長会表彰をいただきましたことは、まことに感激にたえない次第であります。これもひとえに議員の皆様、理事者各位並びに関係各位の格別のご指導、ご鞭撻のたまものと、心より御礼申し上げます。

顧みますと、各位のご支援、ご協力により議会内の役職も多く経験させていただきましたが、これらは私一人の力ではなく、同僚議員各位のお力によるものと深く感謝の意を表すものであります。

さて、地方自治を取り巻く状況は大きく変化しております。長引く不況による財政危機の克服、地域の活性化など、議員として我々が取り組むべき課題も多くあります。もとより微力な私ではありますが、この表彰を機に、より一層の地方自治の振興と岬町の発展のために邁進していく所存であります。

今後とも変わらませずご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○小川日出夫副議長 谷本 貢君におかれましては、多年にわたり本当にご苦労さまでした。今後ともよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○小川日出夫副議長 日程2、議案第3号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程2、議案第3号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

本町の財政状況につきましては、歳入は、世界的な経済不況や地価下落による町税収入の落ち込み等により減少するとともに、歳出におきましては、少子高齢化の進展に係る社会保障関係経費の増加に加えまして、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、極めて厳しい状況にあります。このことから、大阪府市町村振興補助金など特定財源の確保に向けて、現在、関

係機関と協議、調整を行っているところでございます。

したがいまして、今般の補正予算につきましては、法令等に基づくものや緊急性の高い経費などの真に必要な経費、不用見込額の調整及び補助金等の交付決定に伴う財源更正などを中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,475万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,481万2,000円とするものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページ、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページ、11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

使用料及び手数料につきましては、国が実施する第二阪和国道改築工事に係る搬出土砂の仮置場の使用に伴う町有地使用料128万3,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては5,347万7,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、平成22年度より創設されます子ども手当準備事業費補助金419万円、昨年12月に閣議決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を踏まえ、国の第2次補正予算に盛り込まれました地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、本町の交付限度額4,928万7,000円を計上いたしております。

なお、充当事業につきましては、国の緊急経済対策の趣旨を踏まえ、きめ細かなインフラ整備事業を念頭に、老朽化が著しいし尿処理施設の延命措置対策に830万2,000円、早急に整備の必要がある道路や橋梁の整備に4,098万5,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては1,154万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、補助金等の交付決定に伴いまして、後期高齢者医療基盤安定負担金144万2,000円、防災情報通信設備整備事業交付金942万円を計上いたしております。

寄附金につきましては、小学校への指定寄附といたしまして15万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の財源調整といたしまして3,502万3,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、平成20年度の医療費の精算に伴いまして、後期高齢者医療広域連合負担金の医療費定率での返還金として1,367万4,000円を計上いたしております。

町債につきましては、集会所整備事業費の事業費の減少に伴いまして、集会所整備事業債2,

040万円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては12ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては1,102万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、年度末に退職が見込まれることに伴いまして、一般職退職手当1,869万3,000円、同じく年度末をもって住宅用地造成事業特別会計の廃止を図るための特別会計保有用地買収費2,026万1,000円をそれぞれ増額計上する一方、(仮称)淡輪19区集会所整備事業の不用額調整といたしまして設計業務委託料、用地買収費、物件補償費、合わせまして2,712万9,000円を減額計上するものでございます。

民生費につきましては597万3,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、国民健康保険特別会計繰出金の減額10万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金188万7,000円、子ども手当システム修正委託料419万円となっております。

衛生費につきましては、さきに歳入でご説明いたしました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の充当事業といたしまして、し尿処理施設のぼっき槽改修工事1,000万円、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨に準じまして、浄化槽清掃及び汚泥収集運搬業務継続助成金992万5,000円、合わせまして1,992万5,000円を計上いたしております。

土木費につきましては4,796万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の充当事業といたしまして、道路改良事業4,902万7,000円、橋梁改修事業84万円をそれぞれ増額計上する一方、不用額調整といたしまして、都市計画線引き見直し業務委託料320万3,000円を減額計上するものでございます。

消防費につきましては、大規模な自然災害等に関する情報を国から住民まで瞬時に防災行政無線を通じまして情報伝達を行うための全国瞬時システム整備工事945万円を計上いたしております。

教育費につきましては、指定寄附を充当するため、備品購入費15万円、共同調理場の冷凍庫購入26万3,000円、合わせまして41万3,000円を計上いたしております。

次に、5ページをご参照願います。第2表繰越明許費をごらんください。

翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、子ども手当準備事業ほか8事業について、

それぞれごらの金額を計上いたしております。

これらの事業はいずれも国の補正予算を財源に実施する事業となっており、今補正予算といたしまして、先ほどご説明させていただきました地域活性化・きめ細かな臨時交付金のほか、多くが国の経済対策でございます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金や地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して事業を実施するものとなっております。

続きまして、6ページをご参照願います。第3表債務負担行為補正をごらんください。

下水道整備等に伴う浄化槽清掃及び汚泥収集運搬業務継続助成事業を追加するもので、期間は平成26年度、限度額は4,382万9,000円となっております。

最後に、7ページをご参照願います。第4表地方債補正をごらんください。

集会所整備事業の事業費の減少に伴いまして、地方債の限度額を6,900万円から4,860万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

○小川日出夫副議長 日程3、議案第4号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程3、議案第4号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金等の特定財源の確定に伴う財源更正及び後期高齢者支援金の納付額が確定したことによる所要の補正を行うものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。補正予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,374万6,000円とするものであります。

歳入予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては5ページ及び6ページをあわせてご参照願います。

国民健康保険料として144万5,000円を減額補正するものであります。

内容といたしましては、後期高齢者支援金分として21万9,000円の増額を、及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金の確定に伴い、介護納付金分として166万4,000円を減額するものでございます。

次に、国庫支出金として195万5,000円を増額補正するものであります。

内容といたしましては、後期高齢者支援金に充当するための後期高齢者支援金負担金14万8,000円及び普通調整交付金3万9,000円、介護従事者の処遇改善に伴う介護保険料の上昇を抑制するために交付されます介護従事者処遇改善臨時特例交付金166万4,000円、70歳から74歳までの高齢者の窓口での負担割合が1割に凍結されたことに関する広報経費に充当するための高齢者医療制度円滑運営事業補助金10万4,000円となっております。

次に、府支出金、府補助金として、後期高齢者支援金に充当するための普通調整交付金3万1,000円を増額補正するものであります。

次に、繰入金、他会計繰入金として、高齢者医療制度円滑運営事業補助金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金10万4,000円を減額補正するものであります。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の3ページを、詳細につきましては7ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費におきまして、高齢者医療制度円滑運営事業補助金の確定に伴う財源更正に係る補正を行っております。

次に、後期高齢者支援金等におきまして、高齢者支援金の納付額の確定により43万7,000円を増額補正するものであります。

次に、介護納付金におきまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の確定に伴う財源更正を行っております。

以上が平成21年度岬町国民健康保険補正予算（第4次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○小川日出夫副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○小川日出夫副議長 日程4、議案第5号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程4、議案第5号、平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、低所得者を対象とする後期高齢者医療保険料の政令軽減に係る保険基盤安定納付金などについて所要の補正を行うものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。補正予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,864万7,000円とするものであります。

歳入予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては4ページもあわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金として188万7,000円を増額補正するものであります。

内容といたしましては、大阪府高齢者医療制度特別対策補助金の交付決定に伴う事務費に係る繰入金の減額を、並びに低所得者を対象とする保険料の政令軽減額の確定に伴う保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、諸収入、雑入として3万6,000円を増額補正するものであります。

内容といたしましては、大阪府高齢者医療制度特別対策補助金を増額補正するものでありまして、医療制度の見直し内容等の周知に関する費用に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

総務費、徴収費におきまして、大阪府高齢者医療制度特別対策補助金の確定に伴う財源更正に係る補正でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして192万3,000円を増額補正するものであります。

内容といたしましては、低所得者を対象とする保険料の政令軽減額の確定に伴う広域連合への基盤安定納付金を増額するものであります。

以上が平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○小川日出夫副議長 日程5、議案第6号「平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程5、議案第6号、平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ168万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,583万3,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の補正につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、消費税及び地方消費税の中間申告額の確定により、一般会計繰入金168万8,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算の補正につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては168万8,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、先ほど歳入でご説明いたしましたように、消費税の中間申告の確定によるものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

なお、本件は、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決しました。

○小川日出夫副議長 日程6、議案第7号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程6、議案第7号、平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第

1次)の件につきまして、概要をご説明いたします。

補正予算の説明をさせていただく前に、地方自治体の財政破綻を未然に防止するための地方公共団体の財政の健全化に関する法律、財政健全化法というものでございますが、平成19年6月に公布され、平成20年度決算から適用されているところでございます。財政健全化法に定める健全化基準の資金不足比率は、資金不足額の事業の規模に対する割合をいまして、公営企業ごとに算定を行うもので、法で定められた資金不足比率の経営健全化基準は20%となっておりますところでございます。

本会計の資金不足比率は、平成19年度決算では100%でございましたが、平成20年度におきまして、懸案事項でありました隣接地権者との境界が確定し、地積更正等の登記手続の完了により、未売却土地を販売用土地として収入見込額に反映できることから、資金不足の解消を図ることができております。

今年度に一般公募を実施した結果、12区画のうち6区画、公簿面積で992.13平方メートルを売却することができましたが、現在も未売却土地を抱えており、総務省及び大阪府との協議を踏まえまして、本用地を一般会計に売却することにより、本年度末をもちまして特別会計の廃止を行おうとするものでございます。

なお、本未売却土地につきましては、一般会計におきまして、今後とも売却に向けて鋭意努力する所存でございます。

それでは、補正予算の概要をご説明いたします。議案書の1ページをご参照願います。

収益的収入に営業収益として2,026万1,000円を追加しまして、宅地造成事業収益の総額を6,933万1,000円とするものでございます。

なお、収益的収入の平野地区宅地売却収益につきましては、一般会計への売却収益を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

○小川日出夫副議長 お諮りします。

日程7、平成22年度当初予算に関する説明から日程21、議案第21号「平成22年度岬町水道事業会計予算の件」までの15件を一括議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、日程7から日程21、議案第21号までの15件を一括議題にすることに決定しました。

平成22年度当初予算に関する説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程7、「平成22年度当初予算に関する説明」及び日程8、議案第8号、「平成22年度岬町一般会計予算の件」から日程21、議案第21号、「平成22年度岬町水道事業会計予算の件」まで、合わせまして15件の提案の説明をさせていただきます。長時間になると思いますが、よろしくお願いいたします。

それではまず、平成22年度岬町一般会計予算の件についてご説明いたします。予算書2ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ61億2,400万円を計上いたしており、対前

年度比2.5%の減となっております。なお、平成21年度予算では、政府資金の補償金免除繰上償還及び中学校整備事業に係る借換債の発行に伴いまして、歳入歳出にそれぞれ3億3,975万円を計上いたしておりましたので、借換債を除く実質的な対前年度比は3.1%の増となっております。

また、一般会計予算には、国と大阪府あわせて1億4,031万6,000円の受託事業を計上いたしておられます。平成21年度には同じく2億85万円を計上いたしておりましたので、さきの借換債とあわせて受託事業経費を除くと、財政規模は対前年度比4.2%の増となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は予算書10ページ、第2表債務負担行為に掲げてございます。債務負担行為設定事項は淡輪火葬場運営事業となっております。

第3条の地方債につきましては予算書11ページ、第3表地方債に掲げてございます。農地防災事業ほか2事業につきましては、事業ごとに地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書13ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては22億8,587万5,000円を計上いたしております。世界的な経済不況や地価の下落などにより、対前年度7,477万1,000円の減額となっております。

款2、地方譲与税から款9、地方特例交付金までの各種譲与税、交付金につきましては3億1,896万2,000円を計上いたしております。平成21年度の収入見込み及び平成22年度の地方財政計画などを踏まえまして、対前年度1,147万9,000円の減額となっております。

款10、地方交付税につきましては、本町の税収等の状況及び地方財政計画などを踏まえ、対前年度1億6,500万円の増額の17億2,500万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が15億500万円、特別地方交付税が2億2,000万円となっております。

款11、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたして

おります。

款12、分担金及び負担金につきましては、児童福祉法第56条による負担金の減少などにより、対前年度232万円減額の1億1,430万6,000円を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料につきましては、ごみ処分手数料の増加により、対前年度373万円増額の8,749万4,000円を計上いたしております。

款14、国庫支出金につきましては、子ども手当国庫負担金の増加により、対前年度1億9,349万2,000円増額の3億6,669万7,000円を計上いたしております。

款15、府支出金につきましては、子ども手当府費負担金の増加などにより、対前年度4,713万3,000円増額の3億8,464万7,000円を計上いたしております。

款16、財産収入につきましては、町有地貸付収入の増加などにより、対前年度76万4,000円増額の183万5,000円を計上いたしております。

款17、寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより、対前年度123万7,000円増額の173万7,000円を計上いたしております。

款18、繰入金につきましては、対前年度3,181万2,000円増額の2億7,774万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、当初予算で必要な財源を確保するための財政調整基金繰入金2億7,000万円、桜の会・平成の通り抜け桜管理経費に充当するための多奈川地区多目的公園管理基金繰入金133万円、大阪ミュージアム事業及び地域活性化事業に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金246万円のほか、介護保険特別会計、保険事業勘定でございますが、繰出金に充当するための介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）繰入金として345万7,000円、多奈川小学校校庭芝生化支援事業に充当するための多奈川財産区特別会計繰入金50万円となっております。

款20、諸収入につきましては、関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備受託事業収入の減少などにより、対前年度3,864万8,000円減額の2億2,010万円を計上いたしております。

款21、町債につきましては3億3,560万円を計上いたしております。借換債やごみ処理施設整備事業債の減少などにより、対前年度4億7,395万円の減額となっております。なお、借換債を除く対前年度は1億3,420万円の減額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては32ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては、対前年度8万円減額の1億748万1,000円を計上いたしております。

款2、総務費につきましては、職員の退職手当や固定資産評価替経費の増加などにより、対前年度9,305万8,000円増額の7億3,501万円を計上いたしております。厳しい雇用失業情勢に対応するための緊急雇用創出事業のほか、本町の将来に向けて平成23年度から新たにスタートする第4次総合計画の策定事業を平成21年度に引き続き計上いたしております。

款3、民生費につきましては、新たに創設された子ども手当のほか、青少年センター費を教育費から移行させたことに伴う増加などにより、対前年度2億3,655万7,000円増額の19億445万6,000円を計上いたしております。

款4、衛生費につきましては、リサイクル施設整備事業の減少などにより、対前年度6,168万3,000円減額の5億6,743万円を計上いたしております。母子保健事業のうち妊婦健診につきましては、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、1人当たり助成額を3万5,000円から4万2,000円に引き上げております。

款6、農林水産業費につきましては、漁港整備事業の減少などにより、対前年度49万4,000円減額の3,872万7,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業の増加などにより、対前年度495万円増額の3,301万5,000円を計上いたしております。

款8、土木費につきましては、大阪府受託事業の関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備事業の減少などにより、対前年度1,340万3,000円減額の7億1,075万8,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、町道西畑線整備事業のほか町営住宅に係る火災報知器設置経費や、緑ヶ丘住宅につきましては地上デジタル放送受信設備の設置経費を計上いたしております。

款9、消防費につきましては、阪南岬消防組合負担金の増加により、対前年度971万3,000円増額の3億2,744万3,000円を計上いたしております。

款10、教育費につきましては、小学校耐震補強事業及び青少年センター費を民生費に移行させたことに伴う減少により、対前年度4,972万1,000円減額の4億6,636万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、本町の文化財を保護し、歴史資料の情報を発信するための拠点として、仮称でございますが、岬の歴史館事業のほか、防災計画で緊急避難所として位置づけられています町民体育館の耐震診断第2次診断の経費を計上いたしております。

款12、公債費につきましては、借換債の発行に伴う繰上償還の減少などにより、対前年度3億8,328万7,000円減額の12億2,095万3,000円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は4,353万7,000円の減額となっております。

款13、諸支出金につきましては、海釣り公園管理基金などの基金積立金の増加により、対前年度639万円増額の736万3,000円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が平成22年度岬町一般会計でございます。

続きまして、平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書108ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ878万4,000円を計上いたしております。対前年度比0.1%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書112ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては114ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、諸収入につきましては、貸付対象者からの貸付元利収入といたしまして、対前年度1万円減額の757万5,000円を計上いたしております。

款2、府支出金につきましては、住宅新築資金等貸付事業府補助金といたしまして、前年度と同額の120万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書113ページをごらんください。なお、詳細につきましては115ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、住宅新築資金等貸付事業費につきましては、運用管理費といたしまして、対前年度1万円減額の2万5,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、前年度と同額の755万円を計上いたしております。

款3、前年度繰上充用金につきましては、平成21年度財源不足見込額といたしまして、前年度と同額の120万9,000円を計上いたしております。

以上が平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

次に、平成22年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算

書118ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ26億159万5,000円を計上いたしており、対前年度比2.1%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書124ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては126ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、国民健康保険料につきましては、対前年度225万9,000円減額の6億1,744万1,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましても前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、対前年度4,722万3,000円減額の5億7,133万2,000円を計上いたしております。

款5、療養給付費交付金につきましては、対前年度3,530万9,000円増額の1億2,829万3,000円を計上いたしております。

款6、前期高齢者交付金につきましては、対前年度834万1,000円減額の7億26万8,000円を計上いたしております。

款7、府支出金につきましては、対前年度664万3,000円減額の1億294万4,000円を計上いたしております。

款8、共同事業交付金につきましては、対前年度2,133万7,000円減額の2億9,147万6,000円を計上いたしております。

款9、財産収入につきましては、前年度と同額の8万7,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度453万5,000円減額の1億8,916万7,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金1億4,758万2,000円、財政基盤安定基金繰入金4,158万5,000円となっております。

款11、繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、対前年度22万8,000円減額の58万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。予算書125ページをごらんください。なお、詳細につきましては132ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、対前年度187万6,000円増額の5,039万7,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、対前年度1,710万4,000円増額の18億2,521万1,000円を計上いたしております。

款3、後期高齢者支援金等につきましては、対前年度2,441万7,000円減額の2億3,884万2,000円を計上いたしております。

款4、前期高齢者納付金等につきましては、対前年度40万円減額の44万2,000円を計上いたしております。

款5、老人保健拠出金につきましては、対前年度3,176万9,000円減額の470万9,000円を計上いたしております。

款6、介護納付金につきましては、対前年度288万1,000円増額の1億37万2,000円を計上いたしております。

款7、共同事業拠出金につきましては、対前年度2,299万4,000円減額の3億1,768万1,000円を計上いたしております。

款8、保健事業費につきましては、対前年度450万4,000円増額の3,185万4,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、平成20年度から実施しております特定検診、特定保健指導のほか、がん検診等受診者のうち国保被保険者に係る事業費の支援や、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じまして医療費の適正化を図る事業を引き続き実施するものでございます。

款9、基金積立金につきましては、前年度と同額の8万7,000円を計上いたしております。

款10、公債費につきましては、対前年度204万2,000円減額の100万円を計上いたしております。

款11、諸支出金につきましては前年度と同額の100万円を、款12、予備費につきましても前年度と同額の3,000万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が平成22年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、平成22年度岬町老人保健特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書149ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ127万円を計上いたしております。対前年度比

94. 6%の大幅な減となっております。現行の老人保健制度は平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されており、医療費の経理は大阪府後期高齢者医療広域連合が行うことになっております。しかし、医療費の請求及び支払いについては制度上、平成22年度においても一部発生することから、本会計において所要の経費を計上しているものでございます。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の153ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては155ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、支払基金交付金につきましては、対前年度1,114万7,000円減額の63万3,000円を計上いたしております。

款2、国庫支出金につきましては、対前年度740万8,000円減額の42万円を計上いたしております。

款3、府支出金につきましては、対前年度185万2,000円減額の10万5,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして対前年度192万円減額の11万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書154ページをごらんください。なお、詳細につきましては156ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、医療諸費につきましては、対前年度2,232万7,000円減額の127万円を計上いたしております。

以上が平成22年度岬町老人保健特別会計予算でございます。

次に、平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきましてご説明いたします。

本会計は、原則75歳以上の高齢者を対象とした医療制度の創設に伴いまして、平成20年度に特別会計を設置されたものでございます。予算書158ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億1,517万3,000円を計上いたしており、対前年度比5.0%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の162ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては164ページ以降に記

載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料といたしまして、対前年度1,670万3,000円減額の1億6,552万9,000円を計上いたしており、款2、使用料及び手数料につきましては前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして対前年度540万円増額の4,964万1,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書163ページをごらんください。なお、詳細につきましては166ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、対前年度44万7,000円減額の547万3,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、対前年度1,085万6,000円減額の2億950万円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては前年度と同額の10万円を、款4、予備費につきましても前年度と同額の10万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成22年度岬町下水道事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書169ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億9,855万1,000円を計上いたしており、対前年度比10.3%の減となっております。なお、平成21年度予算では、政府資金の補償金免除繰上償還に係る借換債の発行に伴いまして、歳入歳出にそれぞれ1億4,940万円を計上しておりましたので、借換債を除く実質的な対前年度比は11.0%の増となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書172ページ、第2表地方債に掲げております。下水道事業について地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の174ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては176ページ以降に記

載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度2,111万円減額の2億8,865万8,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、対前年度1億150万円減額の2億1,750万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は4,790万円の増額となっております。

款3、国庫支出金につきましては、前年度と同額の2,500万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、第二阪和国道工事関連公共下水道復旧事業補償金の増加などにより、対前年度5,516万2,000円増額の5,584万円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料などといたしまして、対前年度558万2,000円減額の1億817万4,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金として対前年度726万円減額の337万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書175ページをごらんください。なお、詳細につきましては178ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、対前年度931万4,000円減額の9,885万2,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、第二阪和国道工事関連公共下水道復旧事業の増加などにより、対前年度7,204万1,000円増額の2億2,156万6,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、流域下水道事業費540万7,000円、公共下水道事業費2億1,615万9,000円となっております。

款3、公債費につきましては、対前年度1億4,301万7,000円減額の3億7,813万3,000円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は638万3,000円の増額となっております。

以上が平成22年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書192ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,194万7,000円を計上いたしており、対前年度比7.1%の減となっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の196ペー

ジをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては198ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度10万1,000円減額の964万3,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料といたしまして、対前年度76万5,000円増額の203万5,000円を計上いたしております。

款3、分担金及び負担金につきましては、排水処理施設分担金といたしまして、対前年度158万1,000円減額の26万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書197ページをごらんください。なお、詳細につきましては199ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、維持管理経費といたしまして、対前年度79万4,000円減額の772万7,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債利子償還金といたしまして、対前年度12万3,000円減額の422万円を計上いたしております。

以上が平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきましてご説明いたします。予算書の202ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ15億7,659万9,000円を計上いたしており、対前年度比3.5%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書208ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては210ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料として、対前年度1,983万7,000円減額の2億9,169万4,000円を計上いたしております。

款2、分担金及び負担金につきましては、泉南市、阪南市との2市1町で共同設置しておりま

す介護認定審査会の事務局が平成22年度から平成24年度までの3年間、岬町が担当することになっていることに伴いまして、2市から認定審査会負担金2,759万5,000円を新たに計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度1万2,000円増額の4万4,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、対前年度1,362万1,000円減額の3億5,154万2,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、対前年度2,153万6,000円減額の4億4,190万8,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、対前年度1,383万6,000円減額の2億1,733万円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度1,607万8,000円減額の2億4,615万8,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金2億4,195万4,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金420万4,000円となっております。

款11、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして前年度と同額の10万円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、対前年度41万9,000円減額の22万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の209ページをごらんください。なお、詳細につきましては215ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、対前年度2,058万3,000円増額の8,126万円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、対前年度7,522万6,000円減額の14億6,668万5,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、対前年度307万7,000円減額の2,605万4,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして前年度と同額の50万円を、款

7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして前年度と同額の10万円を、款8、予備費につきましては、前年度と同額の200万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

次に、平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件につきましてご説明いたします。予算書233ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,707万4,000円を計上いたしており、対前年度比36.9%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の237ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては239ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、サービス収入につきましては、国保連合会から支払われる介護報酬などといたしまして、対前年度381万円増額の1,611万円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、対前年度79万1,000円増額の96万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の238ページをごらんください。詳細につきましては240ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費といたしまして、対前年度460万1,000円増額の1,707万4,000円を計上いたしております。

以上が平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

次に、平成22年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書242ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,135万3,000円を計上いたしており、対前年度比11.9%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の246ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては248ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸付収入などといたしまして、対前年度8万5,000円増額の303万8,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、対前年度44万円増額の726万4,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、対前年度1万1,000円減額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度204万3,000円減額の105万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書247ページをごらんください。なお、詳細につきましては250ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度166万2,000円増額の964万6,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金といたしまして、対前年度319万1,000円減額の20万7,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成22年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成22年度岬町深日財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の254ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ2,354万9,000円を計上いたしており、対前年度比2.3%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の258ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては260ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸付収入などといたしまして、対前年度81万6,000円増額の2,354万2,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子及び雑入といたしまして、対前年度3万9,000円減額の6,000円を計上いたしております。なお、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金の減少に伴い、科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書259ページをごらんください。なお、詳細につきましては262ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度172万7,000円増額の819万1,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金といたしまして、対前年度228万7,000円減額の1,385万8,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成22年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成22年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件についてご説明いたします。予算書の266ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ1,552万3,000円を計上いたしており、対前年度比10.2%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の270ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては272ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、多奈川地区財産区基金預金利子などといたしまして、対前年度50万2,000円減額の155万2,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子及び雑入といたしまして、対前年度2,000円減額の2,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度193万5,000円増額の1,396万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書271ページをごらんください。なお、詳細につきましては274ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度66万6,000円増額の1,122万8,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び繰出金といたしまして、対前年度76万5,000円増額の279万5,000円を計上いたしており、繰出金の内容とい

たしましては、多奈川小学校校庭芝生化支援事業に充当するため、一般会計繰出金並びに峠池のフェンス設置費に充当するための谷川財産区特別会計繰出金となっております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成22年度峠町多奈川財産区特別会計予算でございます。

次に、平成22年度峠町谷川財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の278ページをご参照ください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ243万4,000円を計上いたしており、対前年度比61.1%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の282ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては284ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、対前年度15万6,000円増額の166万5,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子及び雑入といたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、峠池フェンス設置工事に充当する財源といたしまして、多奈川財産区特別会計繰入金76万7,000円を新たに計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書283ページをごらんください。なお、詳細につきましては285ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度92万3,000円増額の193万4,000円を計上いたしております。

款2、予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上いたしております。

以上が平成22年度峠町谷川財産区特別会計予算でございます。

最後になりましたが、平成22年度峠町水道事業会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の287ページをご参照願います。

第2条の平成22年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,300戸、年間総給水量207万3,000立方メートル、1日平均給水量5,679立方メートルを予定しておるところでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億8,386万9,000円、事業費5億9,506万3,000円を計上いたしております。

予算書288ページをご参照願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入2億289万9,000円、資本的支出3億8,516万5,000円を計上いたしております。

なお、平成21年度予算では、政府資金の補償金免除繰上償還に係る借換債の発行に伴い、資本的収入及び資本的支出にそれぞれ7,590万円を計上しておりましたので、借換債を除く資本的収入は1億2,699万9,000円、資本的支出は3億926万5,000円となっております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたします1億8,226万6,000円につきましては、過年分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

予算書の289ページをご参照願います。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条では、たな卸資産の購入限度額を、第10条では、配水管整備事業の施行により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上が平成22年度一般会計予算のほか13会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、後ほど開催が予定されます各常任委員会に付託されるものでございますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第8号、平成22年度岬町一般会計予算の件から議案第21号、平成22年度岬町水道事業会計予算の件までの14件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件についてはそれぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は13時、午後1時からよろしくお願いします。

(午前11時36分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○小川日出夫副議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○小川日出夫副議長 日程22、議案第22号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程22、議案第22号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件についてご説明させていただきます。

本件につきましては、同規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により阪南市及び泉南市と協議するにつき、同法同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約のうち、同認定審査会の庶務の担当を平成22年度から泉南市から岬町に変更することについて関係市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

裏面をお開きください。あわせて、別紙の新旧対照表もご参照ください。

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（案）。

変更する項目につきましては、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条中に規定されている市、市長名、市議会名を審査会の庶務担当を泉南市から岬町に変更するに伴い、「泉南市長」を「岬町長」に、「岬町長」を「泉南市長」に、「岬町」を「泉南市」に、「泉南市」を「岬町」に、「泉南市議会」を「岬町議会」にそれぞれ改めるものでございます。

附則としまして、関係条例等が岬町の条例等になりますので、その公表すべき内容を第4項に規定し、あわせて施行日を平成22年4月1日とするものであります。

なお、審査会の庶務につきましては、岬町が平成22年度から24年度までの3年間担当し、その後、3年間のローテーションで阪南市、泉南市、岬町の順の輪番制で担当することになります。

事務局の場所につきましては、岬町福祉部地域福祉課内に設置を予定しているところでありますが、審査会の会場自身は従来どおり阪南市立保健センターということであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件について2点ほど質問をさせていただきます。

2市1町で運営をされてきたこの審査会ですけれども、これまで審査会の運営についてはトラブルもなく円滑に図られてきたかどうか、その点を1点お聞きしておきたいと思えます。

それからもう1点、この後に出てくる介護認定審査会の庶務の担当も岬町が受け持つという運びになりますけれども、この障害程度区分認定審査会と介護認定審査会と同時に岬町が行うということになるため、事務量等、大変なことになるのではないかなと思えますけれども、このあたりの準備や実務について怠りなく遂行できるのかどうか、その見通し等をお聞かせいただきたいと思えます。

○小川日出夫副議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

まず、この認定審査会の運営について、これまでも問題なく円滑に運営されているところであります。

それから、事務局、今般この後に議案として上程しております介護認定審査会の事務局も同時に3年間、岬町が担うことになるわけですが、まず、この障害程度区分認定審査会の事務局の事務量につきましては、審査会の開催日自身が今のところ月に四、五回、多くて七、八回ということですので、それぞれの事務局を担う、庶務を担う担当市のほうで事務を担ってきたところであります。

また、介護認定審査会につきましては、ほとんど毎日、月曜から金曜まで認定審査会があることから、担当の職員が日々出張ということになりますので、介護保険のほうはその分、人員が足りなくなるわけですが、それについては臨時職員を3年間配置し、何とか介護保険の運営に寄与したいというふうを考えているところです。

以上です。

○小川日出夫副議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件に関しましては、運営は円滑に行われてきたということが先ほど答弁の中でありましたが、この障害程度区分認定審査会そのものにつきましては、障害者自立支援法の導入に伴うものでありまして、そもそも応能負担から応益負担という大きな制度上の大転換が行われ、原則1割負担というものが持ち込まれた障害者とその家族にとっては非常に負担の重いものであります。それが継続されているというものであります。

今般、国政上で新しい政権にかわりまして、この障害者自立支援法についても見直していくという方向で議論が進んでおりますけれども、今後一定の見直しを図られる見通しは今のところ一定見えておりますけれども、これについては世論と運動を反映した前向きな変化であると考えられるものであります。今のところ低所得者等に対象が限定されておりまして、応益負担の原則1割負担というものについては、まだ見直しを図られていないところであります。

本件につきましては、単純な事務手続上の変更とはいえ、障害者自立支援法の具体化という大

きな問題でありまして、障害者とその家族の負担を考慮した場合に賛同できかねるものであります。

以上です。

○小川日出夫副議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成討論ございませんか。ほかに討論ございませんね。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 これで討論を終わります。

これより議案第22号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小川日出夫副議長 起立多数です。よって、議案第22号は可決されました。

○小川日出夫副議長 日程23、議案第23号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程23、議案第23号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件についてご説明させていただきます。

本件につきましては、同規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により阪南市及び泉南市と協議するにつき、同法同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約のうち、介護認定審査会庶務の担当を平成22年度から泉南市から岬町に変更することについて関係市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

裏面をお開きください。あわせて、別紙の新旧対照表もご参照ください。

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(案)。

変更する項目につきましては、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条中に規定されている市、市長名、市議会名を審査会の庶務担当を泉南市から岬町に変更するに伴い、「泉南市長」を「岬町長」に、「岬町長」を「泉南市長」に、「岬町」

を「泉南市」に、「泉南市」を「岬町」に、「泉南市議会」を「岬町議会」にそれぞれ改めるものでございます。

附則としまして、関係条例等が岬町の条例等になりますので、その公表すべき内容を第5項に規定し、あわせて施行日を平成22年4月1日とするものであります。

なお、審査会の庶務につきましては、岬町が平成22年度から24年度まで担当し、その後、3年間のローテーションで阪南市、泉南市、岬町が輪番制で担当する予定になっております。

審査会の事務局の場所につきましては、従来どおり阪南市の保健センター分室、旧尾崎保健所でございます。

また、審査会の会場も従来と変わらず同保健センター分室でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましても、審査会の運営について確認をしておきたいと思えます。

これは3年ごとの庶務担当の変更ということになりますが、3年前のときには若干パソコンのふぐあい等で1週間程度いろいろな事務がおくれたということがあったように記憶しておりますが、今回につきましては、この3年間トラブルなしに円滑に運営されてきたのかどうか確認しておきたいと思えます。

○小川日出夫副議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

この3年間、運営については支障なくやってきております。

また、今回についてはパソコンの移動等を含みませんので、そのまま引き継ぐということで、事務担当の責任市町村が変わるというだけですので、今後もスムーズにいくというふうにこちら側では予定しているところです。

以上でございます。

○小川日出夫副議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、議案第22号のところで事務量について、特にこの介護認定審査会につきましては開催日が平日ほぼ毎日開催ということをお聞きもし、実務については大変ご苦勞をなさるであろうということを考えた場合に、反対という立場はとりづらいところではありますが、そもそもこの介護保険そのものの制度上の問題について疑問を感じているものがありますので、その具体化である介護認定審査会の問題についても賛成しかねるという立場であります。

介護保険につきましては、これまでも機会あるごとに問題提起もし、批判もしてきたところがありますけれども、改定のたびに利用者にとっては保険あってサービスなしという実態が一層深刻に進んでいるところであります。特に昨年の見直し内容は大変ひどいもので、国民の非難によって一定の見直しが図られたところではありますが、利用者本位の制度とは言えない、ほど遠いものというふうに考えております。

今回の件につきましても、事務上の変更ではありますけれども、改悪され続けてきた介護保険の具体化であり、賛同しかねるという立場であります。

以上です。

○小川日出夫副議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 他に討論ございませんか。

○小川日出夫副議長 これで討論を終わります。

これより議案第23号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小川日出夫副議長 起立多数です。よって、議案第23号は可決されました。

○小川日出夫副議長 日程24、議案第24号「工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事（22-11）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程24、議案第24号、工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事

(22-11)) についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、本工事は現在施工中ですが、工事内容の一部変更により契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、平成21年9月18日議決に係る公共下水道汚水管理設工事(22-11)の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額といたしましては、変更前3,570万円、うち消費税及び地方消費税の額が170万円を変更後3,756万2,700円、うち消費税及び地方消費税の額を178万8,700円に変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社代表取締役、芳山龍二でございます。

変更の工事概要等につきましては、別紙資料番号1をご参照ください。

表面には工事概要、裏面には施工箇所というようになっております。

変更工事内容といたしましては、当初設計では当該工事区域の私道に面している家屋については私道の所有者の承諾が得られず、公共下水道管が埋設できない状況になっておりましたが、工事施工に当たり、再度、私道の地権者及び関係住民と協議を行った結果、公共下水道埋設の承諾が得られたことによりまして、施工箇所の延長が生じたので、工事延長451.4メートルを488.9メートルに37.5メートル延長しております。

また、本管布設工の汚水流下管、口径200ミリの延長428.1メートルを463.3メートルに35.2メートル延長し、及び汚水圧送管、口径75ミリの延長146.2メートルを146.3メートルに0.1メートル延長し、並びに汚水柵・取付管工一式等を変更するものでございます。

裏面の施工箇所図で太い黒線の部分が当初工事施工箇所でございます、赤色の部分が変更工事施工箇所となっております。

なお、工事期間につきましては、議会の議決日の平成21年9月18日から平成22年3月29日までとなっております。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまお聞きしました工事区域の変更が生じたということでありまして、このあたりについては地権者や関係住民の承諾が得られたと、当初予定していたよりも工事の範囲を広げることができたということであろうかと思っておりますけれども、そういった働きかけは、この入札にかかる前の時点で行われていなかったのか。入札が済んで実際に工事にも入っているのにその後で変更になった、そのあたりの事情をご説明いただきたいと思っております。

それから、工期については3月29日までということでありまして、そのあたり工期に支障は来さないのか、その2点についてお答えをいただきたいと思っております。

○小川日出夫副議長 上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、工事前に設計で発注します。その後、工事業者が現地を回って、柵の位置等、設計に基づくところでよいのかどうかの確認を行います。そのときに実際に現地に入って、その地形、区域によって、私道に管を入れなくてはならないという条件のところがございます。我々役所のほうでもいろいろ調べて、事前には入っておるんですが、請負業者のほうで、また工事の担当者がその工事期間中に話をつけて承諾をいただいた承諾の後、施工するということが時々生じます。そういうことで今回、追加の工事を施工することになりました。

工期につきましては、いろんな班が工事施工区域で入っていますので、その間を縫って別の班が施工するということとなりますので、全体の工事期間は変わりございません。

以上です。

○小川日出夫副議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の討論をお願いします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 特段反対する理由もありませんが、先ほど私の質問にお答えいただいた中で、町としても事前に現地を調査した上で、私道に工事が必要だということには一定働きかけ等をし

ているのかなという印象を受けましたけれども、できましたら入札後にこういった変更が起こらないようにということは心がけるべきでありますので、そのあたり、本件にかかわらずにですけれども、こういった後での変更ということが今後生じないように、そのあたりはよく気をつけていただきたいとご意見だけ申し上げて賛成したいと思います。

○小川日出夫副議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 これで討論を終わります。

これより議案第24号「工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事（22-11）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小川日出夫副議長 満場一致です。よって、議案第24号は可決されました。

○小川日出夫副議長 日程25、議案第25号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程25、議案第25号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、阪南市泉南市岬町介護認定審査会及び阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会の事務局の担当を平成22年度から泉南市から岬町に変更するに当たりまして、委員報酬を設定する必要が生じたので、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、次のページの改正案及び別添の新旧対照表をあわせてごらんください。

別表中、介護保険運営協議会と公平委員会との間に新たに介護認定審査委員会委員、月額1万8,000円と、その下に障害程度区分認定審査会委員、月額1万8,000円を追加するものでございます。

なお、この金額につきましては岬町単独での決定ではございません。認定審査会設置以来、同じ金額で運営しているところでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行することといたしており

ます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定とお聞きしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

○小川日出夫副議長 日程26、議案第26号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程26、議案第26号、岬町特別会計条例の一部を改正する件につきまして説明申し上げます。

提案理由といたしましては、岬町住宅用地造成事業特別会計につきまして、平成22年3月31日をもって廃止するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましてご説明させていただきます。議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

第1条から住宅用地造成事業特別会計を削るというものでございます。

以上が改正内容でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町特別会計条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

○小川日出夫副議長 日程27、議案第27号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程27、議案第27号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を

行うものでございます。

本条例につきましては、議案書及び新旧対照表をごらんのとおり、改正条項が多岐にわたるため、事前に配付させていただいております岬町国民健康保険条例の一部改正の概要に基づき、改正内容を説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の改正内容は、地方税法の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に関する規定の改正、保険料基礎賦課限度額の改正、被用者保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が国保の被保険者になった者に対する保険料減免期間の延長の3点でございます。

それでは、1点目の一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に関する規定などの改正についてご説明申し上げます。

国民健康保険料の算定に用いる所得については、地方税法に規定する所得を用いて算定されることになっており、今回、地方税法が一部改正されたことに伴い、第14条に規定しております一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び第20条に規定しております低所得者を対象とする保険料の減額に用いる所得の算定に関する規定についての改正を行うものでございます。

なお、地方税法の主な改正につきましては、上場株式等の配当所得の申告分離課税が創設されたこと、上場株式等の譲渡所得と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例が創設されたこと、また特定の土地等の長期譲渡所得に関する特別控除が創設されたことなどに伴う所要の改正を行うものでございます。

また、②におきまして、国民健康保険料の賦課に関する特例規定を条例附則から本則へ移行する改正もあわせて行っております。

国民健康保険料を算定する際の所得については、現在、総合課税所得は条例本則にて、申告分離課税の所得は条例附則に規定しておりますが、その所得に関する規定はいずれも地方税法に基づくものであり、また今後も恒久的に保険料の算定に用いるという考え方によりまして、条例附則第5条から第9条に規定しております分離課税分の所得の算定に関する特例規定などを条例第14条に移行し、関連する第20条についても所要の改正を行うものであります。

次に、(2)の保険料賦課限度額につきましては、保険料の負担感が強いと言われます中間所得層の負担軽減を図り、被保険者間の負担の公平を確保するため、国の政令で定める基準に準じまして、条例第16条に規定する基礎賦課限度額を3万円引き上げ47万円から50万円に、また、16条の6の12に規定する後期高齢者支援金等負担限度額については1万円引き上げ12万円から13万円に改正するものであります。

また、この賦課限度額につきましては第20条にも規定しております。低所得者を対象とする保険料の減額についても規定されていることから、第20条におきましても基礎賦課額を引き上げる改正を行うものであります。

次に、(3)の被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が国保の被保険者になった者に対する保険料減免措置につきましては、後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減措置が実質的に後期高齢者医療制度が廃止されるまで継続することに伴いまして、国民健康保険についても整合性を図る必要がございます。よって、条例附則第7条を追加し、減免措置の適用を資格取得の属する月から2年間に限るとする規定を削る改正を行っております。

最後に、附則第1項におきましては、この条例は平成22年4月1日から施行する。また、附則第2項においては経過措置を設けており、改正後の賦課限度額は平成22年度以降の年度分の保険料について適用し、平成21年度分の保険料については従来のおりとすることを定めております。

以上が改正の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○小川日出夫副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○小川日出夫副議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしく申し上げます。

なお、次の会議は、3月25日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後1時38分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年3月4日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

副 議 長 小 川 日出夫

議 員 辻 下 文 信

議 員 辻 下 正 純